

京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例概要図

目的

- 府、自転車利用者等の責務・役割の明確化
- 自転車の安全な利用の促進に関する基本的な事項の規定

- 自転車の安全な利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的推進

- 自転車に関する事故の防止
- 自転車の秩序ある利用の推進
- 自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成

責務

役割

府	自転車利用者	自転車小売業者	府民	交通安全活動団体
<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車の安全な利用の促進に関する総合的かつ計画的な施策の策定・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令の遵守及び自転車の安全な利用のための具体的事項の実践 ● 自転車の定期的な点検整備 ● 自転車損害賠償保険等の加入 	<ul style="list-style-type: none"> ● 府民の自転車の安全な利用に関する理解を深め、安全利用を促進 ● 府、府民等が実施する取組に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自転車の安全利用に関する取組を自主的・積極的な実施 ● 府が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 府民の自転車の安全利用に関する理解を深め、地域における自転車の安全利用に関する取組を積極的に推進

施策

自転車安全利用促進計画の作成等 <ul style="list-style-type: none"> ● 知事が作成 ● 自転車交通安全教育に関する事項 ● 広報及び啓発に関する事項 ● 利用環境整備に関する事項 	自転車交通安全教育の実施等 <ul style="list-style-type: none"> ● 府による市町村、学校、府民等と連携した交通安全教育の実施 ● 学校の長等による交通安全教育等の実施 ● 自転車交通安全教育の促進のための支援 	広報及び啓発活動等 <ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全活動団体、市町村及び府民と連携した広報及び啓発の実施 ● 自転車の定期的な点検整備を促進 ● 自転車保険等の加入促進 	自転車安全利用推進員の設置 <ul style="list-style-type: none"> ● 知事が委嘱 ● 推進員による自転車交通安全教育、広報、啓発等の活動 ● 推進員の活動が円滑かつ効果的に行われるため必要な支援
府民等の自主的な組織活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ● 自主的な組織活動を支援するための情報提供、助言等の措置 	自転車同乗幼児のヘルメット着用等 <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車同乗幼児へのヘルメット着用義務化 ● 十分な安全性を有するヘルメットの普及を図るため情報提供等 	自転車小売業者による自転車安全利用情報の説明 <ul style="list-style-type: none"> ● 自転車購入者に対する自転車安全利用情報の説明義務化 ● 円滑かつ効果的な説明を促進するための指導、助言等の措置 	自転車利用環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 国、市町村及び府民と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るための必要な措置